

松江市の『介護予防・日常生活支援総合事業』 みなさんの健康、元気をサポートします。

本事業は、65歳以上のすべての方を対象とした、松江市が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けなくても、一人ひとりの状態や必要性に合わせた多様なサービスを気軽に利用することができます。

利用までの流れ

まずは最寄りの地域包括支援センターにご相談下さい！

ご本人の心身状況、ご希望等を確認した上で、基本チェックリストを含め本人や家族と話し合い、本人の状態に合った適切なサービスを決めます。



要介護認定申請

基本チェックリスト記入

要介護認定

要支援1・2の方

非該当の方

該当

非該当

生活機能の低下が見られる方

自立した生活を送れる元気な方

【予防給付】

- ・福祉用具購入・貸与
- ・訪問看護
- ・ショートステイ
- ・通所リハビリ
- ・居宅療養管理指導
- ・住宅改修

【地域密着型介護予防給付】

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護

介護保険

介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

一般介護予防事業(元気度がアップする事業)

65歳以上すべての方を対象とした介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業